記入例

店番				店名	
顧客番号							
発行番号	—						

［都度発行用］残高証明発行依頼書

城北信用金庫 御中　元号を記入してください

令和5年11月 30日 現在の残高証明書を 1 通発行お願いします。

令和 5 年 12 月 15 日

ご住所　北区豊島1－10－10

お名前　城北 太郎

城北

お届印

✔ 私（当社）は本書の記載内容に間違いないことを確認しました。

＜残高証明発行依頼については、当金庫所定の発行手数料をいただきます。＞

＜残高証明発行手数料を預金口座より引落しのうえ支払う場合は以下をご記入ください。＞

私(当社)は、貴金庫に支払うべき手数料について、貴金庫の定めた金額を私(当社)名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

店番	0	1	1	預金科目	1.普通 2.当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6	お届印	城北

＜残高証明が必要な取引に○印をつけてください。＞

1. 口座単位全取引（ 外貨 有 ・ 無 ）　2. 科目単位全取引（ 外貨 有 ・ 無 ）

3. 公共債　4. 投資信託

（ 経過利息なし ・ 経過利息あり ）（経過利息ありの場合、要求性預金を 含む ・ 含まない）

※経過利息ありの場合、別途手数料をいただきます。

＜一部の勘定科目・口座を指定する場合は以下をご記入ください。＞※1口座毎に証明書を発行し、発行通数分の手数料をいただきます

勘 定 科 目	口 座 番 号	摘 要

＜相続手続きで残高証明発行依頼の方は実印を押捺のうえ印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)を提出してください。＞

預 金 口 座 振 替 規 定

1. 私（当社）が支払うべき上記手数料については、私（当社）に通知することなく、依頼書記載の預金口座より引落しのうえ支払ってください。
2. 前項の手続については、普通預金規定、総合口座規定、または当座勘定規定にかかわらず、普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書の提出、または小切手の振出しはしませんので、貴金庫所定の方法で処理してください。
3. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴金庫の責による場合を除き、貴金庫に一切迷惑をかけません。

お引渡方法	お 引 渡 予 定 日	年 月 日
郵・窓・渉	お 引 渡 日	年 月 日

検 印	手数料徴求	印鑑照合	作成者印	受付印

店番				店名	
顧客番号					
発行番号	―				

［都度発行用］残高証明発行依頼書

城北信用金庫 御中

年　　月　　日 現在の残高証明書を　　通発行お願いします。

令和　　年　　月　　日

ご住所

お名前

お届印

□ 私（当社）は本書の記載内容に間違いないことを確認しました。

＜残高証明発行依頼については、当金庫所定の発行手数料をいただきます。＞

＜残高証明発行手数料を預金口座より引落しのうえ支払う場合は以下をご記入ください。＞

私(当社)は、貴金庫に支払うべき手数料について、貴金庫の定めた金額を私(当社)名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

店番				預金科目	1. 普通 2. 当座	口座番号								お届印	

＜残高証明が必要な取引に○印をつけてください。＞

1. 口座単位全取引(外貨　有・無)　　2. 科目単位全取引(外貨　有・無)

3. 公共債　　4. 投資信託

（ 経過利息なし ・ 経過利息あり ）（経過利息ありの場合、要求性預金を 含む ・ 含まない）

※経過利息ありの場合、別途手数料をいただきます。

＜一部の勘定科目・口座を指定する場合は以下をご記入ください。＞※1口座毎に証明書を発行し、発行通数分の手数料をいただきます。

勘 定 科 目	口 座 番 号	摘 要

＜相続手続きで残高証明発行依頼の方は実印を押捺のうえ印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)を提出してください。＞

預 金 口 座 振 替 規 定

1. 私（当社）が支払うべき上記手数料については、私（当社）に通知することなく、依頼書記載の預金口座より引落しのうえ支払ってください。
2. 前項の手続については、普通預金規定、総合口座規定、または当座勘定規定にかかわらず、普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書の提出、または小切手の振出しはしませんので、貴金庫所定の方法で処理してください。
3. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴金庫の責による場合を除き、貴金庫に一切迷惑をかけません。

お引渡方法	お 引 渡 予 定 日	年　月　日
郵・窓・渉	お 引 渡 日	年　月　日

確認印	手数料徴求	印鑑照合	作成者印	受付印